

事務事業名	高額医療合算介護サービス費給付事業				担当	健康福祉部 いきいき高齢課 介護保険係	
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり			電話番号	0285-83-8094	
施策名	5	高齢者の自立と社会参加の支援			☐ 実施計画上の主要事業		
基本事業名					事業期間	☐ 単年度のみ	
法令根拠	介護保険法第51条の2、第61条の2					☒ 単年度繰返（開始年度平成21年度～	
予算科目	5.介護保険特別会計（保険事業勘定）		5.高額医療合算介護サービス等費	1.高額医療合算介護サービス費、2.高額医療合算介護サービス費		☐ 期間限定複数年度（年度～年度）	
事業概要	医療保険の世帯での8月から翌年7月までの1年間（12か月間）を単位（計算期間）として、介護保険の利用者負担額と医療保険の一部負担金を合算した額が、所得区分に応じた世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分をそれぞれ介護、医療の制度から按分された額が対象者に給付される制度。						

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 27年度実績 委託先である国保連より該当者情報を得て、対象者に勧奨通知をし、申請により交付決定を行いサービス費を給付する。 28年度計画 前年度と同様				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移								
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)	
				ア	給付件数	件	167	271	296	395	413	
				イ	給付額	千円	4,108	7,200	7,900	10,389	10,854	
				ウ								
				エ								
				オ								
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 介護と医療負担が限度額を超えた世帯				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移								
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)	
				ア	負担限度額を超えた人数	人	167	271	296	395	413	
				イ								
				ウ								
				エ								
				オ								
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 高額医療合算介護サービス費を支給することで、世帯の経済的負担を軽減する。				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移								
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)	
				ア	当該サービスを受給した人数	人	167	271	296	395	413	
				イ								
				ウ								
				エ								
				オ								
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 介護、医療を必要としている高齢者の経済的自立を支援する。				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移								
				名称		単位	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(見込)	
				ア	負担が軽減された割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
				イ								
				ウ								
				エ								
				オ								
(2) 総事業費の推移												
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	1,027	1,800	1,975	2,447	2,714			
			県支出金	千円	514	900	987	1,299	1,357			
			地方債	千円	0	0	0	0	0			
			その他	千円	1,191	2,088	2,291	2,909	3,039			
			一般財源	千円	1,376	2,412	2,647	3,734	3,744			
			事業費計（A）	千円	4,108	7,200	7,900	10,389	10,854			
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1			
			延べ業務時間	時間	250	250	250	250	250			
			人件費計（B）	千円	1,051	1,016	1,055	1,048	1,048			
			トータルコスト(A)+(B)	千円	5,159	8,216	8,955	11,437	11,902			
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等												
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか。		介護保険では高額介護サービス費により、また、医療では高額療養費により負担が軽減されるが、介護と医療の負担が長期にわたり重複する世帯では、現行制度をもつていても、なお重い負担が残ることがある。 このような世帯をなくすため、この制度が平成20年4月に国により創設された。										
		②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？										
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？												

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 経済的な問題で介護・医療が受けられない高齢者をなくし、介護・医療が必要となった高齢者世帯の生活支援をすることは高齢者の自立支援に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 介護保険法で定められており妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 介護保険法で定められており適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 介護保険法で定められた給付事務であり、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 介護保険法で定められており廃止できない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☒ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☐ 類似事業はない 高額介護合算療養費（国保）
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☒ 他の事業と統合・連携できない 医療・介護それぞれ別な制度で運営されている。
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 介護保険法で定められている事業であり、削減余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費であり、削減余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 負担限度額が世帯に所得段階に応じて設定されており、受益者負担は公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							